

令和5年8月

お客さま各位

横浜信用金庫

当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は、横浜信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
当金庫では、「当座勘定規定」を下記のとおり改定します。  
改定後の新规定は、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定日

令和5年8月23日（水）

2. 改定内容（改定条文抜粋）

改定後	改定前
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>② 呈示された手形・小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとしします。</p> <p>③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>② 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当金庫は責任を負わないものとしします。</p> <p>③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

改定後の「当座勘定規定」は、改定日以降に当金庫ホームページでご確認いただけます。

以上

